

議案第 6 3 号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項手数料の額の欄を次のように改める。

1通につき	多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付	350円
	窓口における交付	450円

別表第1の8の項手数料の額の欄を次のように改める。

1通につき	多機能端末機による交付	200円
	窓口における交付	300円

別表第1の10の項手数料の額の欄を次のように改める。

1通につき	多機能端末機による交付	200円
	窓口における交付	300円

附 則

この条例は、令和2年1月27日から施行する。

提案理由

戸籍証明書の交付をコンビニエンスストア等に設置の多機能端末機で行うに当たり、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。